

手数料返還金制度に関する事項

当事業所の職業紹介により入社した求職者について、入社日から 6 ヶ月以内に自己都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した手数料から次に定める金額を求人者（手数料支払者）に返還する制度です。

（１） 返還率

入社日から退職までの期間により以下のように定めます。

期 間	返還率
入社日から 1 ヶ月以内の退職	7 0 %
入社日から 1 ヶ月超 2 ヶ月以内の退職	6 0 %
入社日から 2 ヶ月超 3 ヶ月以内の退職	5 0 %
入社日から 3 ヶ月超 4 ヶ月以内の退職	4 0 %
入社日から 4 ヶ月超 5 ヶ月以内の退職	3 0 %
入社日から 5 ヶ月超 6 ヶ月以内の退職	2 0 %
入社日から 6 ヶ月超の退職	0 %

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。

（２） 返還の免責

以下の項目の一つにでも該当した場合は返金義務が免責とさせていただきます。

- ・ 手数料が月額払いの場合
- ・ 労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- ・ 就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- ・ 人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- ・ 職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- ・ 事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- ・ 天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- ・ 求人者が当該労働者の退職日より 1 ヶ月以内に退職を証明できる書類を当事業所に提出しなかった場合
- ・ その他、当事業所と求人者との協議の上、返金の必要がないと判断された場合

以上